

多治見市告示第 227 号

多治見市屋外広告物条例（平成 21 年条例第 21 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 号、第 7 号、第 8 号及び第 14 号並びに第 6 条第 5 号及び第 6 号の規定により地域等の指定をしたので、同条例第 27 条の規定により別添のとおり告示する。

平成 21 年 12 月 22 日

多治見市長 古川 雅典

1 条例第 4 条第 2 号の区域

(1) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する区域

指定建造物名	所在地	指定する区域
永保寺観音堂、開山堂、附宝篋印塔	多治見市虎溪山町	永保寺境内地の全域

(2) 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝、天然記念物に指定された地域又は同条第 2 項の規定により特別史跡・名勝・天然記念物に指定された地域

名称	所在地	種類
永保寺庭園	多治見市虎溪山町 1-40	名勝

2 条例第 4 条第 7 号及び第 8 号並びに条例第 6 条第 5 号及び第 6 号の区間
別表に掲げる区間

3 条例第 4 条第 14 号の地域

- (1) 信号機の設置されている交差点
- (2) 道路(一般国道又は県道)と道路との交差点
- (3) 道路(一般国道又は県道)と鉄道との踏切
- (4) (1)及び(2)の交差点並びに前号の踏切から 30 メートル以内の道路及び歩車道の区分のない道路の両側 5 メートル以内の区域。ただし、高さ 7 メートル以上の屋上広告物を除く。

別表

1 道路

番号	路線名	禁止地域等		許可地域等	
		禁止区間(条例第 4 条第 7 号の区間)		許可区間(条例第 6 条第 5 号の区間)	
		始点	終点	始点	終点
1	高速自動車国道及び自動車専用道路			市内の全区間の路線の両側 500 メートル未満の区域。ただし、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定め	市内の全区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域。ただし、禁止地域等の区域を除く。

				られている区域を除く。			
2	一般 国道 19号				愛知県境	多治見市地内の虎溪大橋	上記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		多治見市地内の虎溪大橋	土岐市境				上記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
3	一般 国道 248号				愛知県境	多治見市明和町1丁目23番の8地先	上記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		多治見市明和町1丁目23番の8地先	可児市境				上記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
4	県道 名古屋多治見線				愛知県境	多治見市地内の国土交通省脇之島排水機場前	上記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

2 鉄道等

番号	路線名	禁止地域等		許可地域等			
		禁止区間(条例第4条第7号の区間)		禁止区域(条例第4条第8号の区域)	許可区間(条例第6条第5号の区間)		許可区域(条例第6条第6号の区域)
		始点	終点		始点	終点	
1	東海旅客鉄道 中央本線	愛知県境	土岐市境				上記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
2	東海旅客鉄道 太多線				多治見市地内の多治見駅	可児市境	上記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

多治見市告示第163号

地域等の指定の告示（平成21年告示第227号）の一部を次のように改正し、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月17日

多治見市長 古川 雅典

3(2)及び(3)を次のように改める。

(2) 道路（一般国道又は県道をいう。以下(2)及び(3)において同じ。）と道路の交
差点

(3) 道路と鉄道との踏切

別表1 道路の表4の項中「国土交通省脇之島排水機場」を「土岐川左岸ポンプ場」に
改める。